

令和6年4月

豊橋市

# 風致地区の手引き

■ 豊橋市風致地区内における建築等の規制に関する条例



## はじめに

私たちのまち豊橋は、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれ、長い時の流れのなかで地域固有の歴史・文化が育まれてきました。

東部を眺めると、緑の山並みが都市の背景となり、そこには特異な自然環境や歴史的資源が点在しています。ひときわ象徴的にそびえる石巻山は、山頂部が石灰岩地植物群落として国の天然記念物に指定されており、その美しい姿は古くから信仰の対象とされ、市民の「心の故郷」にもなっています。また、山並みの麓にある葦毛湿原は、「東海の尾瀬」と言われ、地域固有の湿性植物が自生することから愛知県の天然記念物に指定されており、周辺の樹林地や点在する池沼は風光明媚な風景を生みだしています。さらに、市街地に隣接する赤岩山や岩屋山などには、赤岩寺や岩屋観音などの古刹が緑に包まれて建ち、歴史と文化の趣ある風景が広がっています。

一方、市街地に目を移すと、悠々と流れる豊川に沿って緑豊かな豊橋公園があり、吉田城址やハリストス正教会、安久美神戸神社とともに、都市空間に潤いや趣きをもたらしています。

豊橋市では、こうした自然景観や歴史景観を守り、緑豊かで文化的な環境を保全するため、こうした場所を風致地区に指定し、条例により風致を維持しています。

この手引きは、風致地区の制度の円滑な運用が図られるよう、規制の内容や申請手続きなどを示したものです。本書が有効に活用され、本市の風致がより一層維持、向上することを期待します。



# 目次

## ■ 第1章 風致地区の制度

1	風致地区とは	4
2	豊橋市の風致地区	4
3	風致保全方針	8
4	規制の内容	18
5	許可の基本的な考え方	21
6	協議と通知への対応	22

## ■ 第2章 申請手続き

1	許可申請の手続き	24
2	協議の手続き	28
3	通知の手続き	28

## ■ 参考資料

1	豊橋市風致地区内における建築等の規制に関する条例	30
2	豊橋市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則	38
3	色彩に関する基礎知識	41
4	自然環境の色彩	44
5	風致地区における建築物等の色彩配慮の基本	47



# 第 1 章

## 風致地区の制度

## ■ 1 風致地区とは

風致地区とは、都市の自然景観や歴史景観を維持し、緑豊かな生活環境や文化的環境を形成することを目的とした地区です。地区の指定は、良好な自然景観、歴史景観を保持している地域や、良好な住環境を維持している地域などを対象とし、都市計画法に基づき指定します。

風致地区において、建築物の建築や木竹の伐採など、風致の維持に影響のある行為をしようとする場合は、条例に基づき豊橋市長の許可が必要です。

## ■ 2 豊橋市の風致地区

豊橋市では、平成 27 年 4 月時点で、5 地区、約 735ha を風致地区に指定しています。地区ごとに景観特性が異なることから、地区を 3 種類（第 1 種～第 3 種）に区分し、多様な風致に対してきめ細かく規制しています。また、それぞれの地区には、地区の特性や保全の目標などを示した「風致保全方針」を定めています。

### ◆ 豊橋市内の風致地区の概要（平成 27 年 4 月 1 日時点）

地区名	指定理由	保全方針（概要）	区 分
石巻山 風致地区	石巻山を中心とした良好な自然景観と、石巻神社などの歴史景観を保全する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>石巻山の美しい姿を保全するため、地区全体の樹林を保全する。</li> <li>歴史的建造物を保全するとともに、建築行為等は自然景観や歴史景観にとけ込ませる。 など</li> </ul>	第 1 種 (約 260ha)
葦毛 風致地区	葦毛湿原を中心に、周辺の樹林や池沼などの良好な自然景観を保全する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>葦毛湿原の自然環境を保全する。</li> <li>山並みと麓の樹林を保全する。</li> <li>ため池の自然環境を、里地の田園景観と一体的に保全する。</li> <li>建築行為等は自然景観にとけ込ませる。 など</li> </ul>	第 1 種 (約 127ha) 第 2 種 (約 120ha)
赤岩 風致地区	赤岩山を中心とした良好な自然景観と、赤岩寺などの歴史景観を保全する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区全体の樹林を保全する。</li> <li>歴史的建造物を保全するとともに、建築行為等は自然景観や歴史景観にとけ込ませる。 など</li> </ul>	第 2 種 (約 159ha)
岩屋 風致地区	岩屋山と大蔵山の良好な自然景観と、岩屋観音などの歴史景観を保全する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区全体の樹林を保全する。</li> <li>歴史的資源を保全するとともに、建築行為等は自然景観や歴史景観にとけ込ませる。 など</li> </ul>	第 2 種 (約 46ha)
今橋 風致地区	豊橋公園などの自然景観を、吉田城跡などの歴史景観とともに保全する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊橋公園などの緑を保全する。</li> <li>歴史的資源を保全するとともに、建築行為等は自然景観や歴史景観に調和させる。 など</li> </ul>	第 3 種 (約 23ha)

◆ 地区の区分の定義

区 分	定 義
第 1 種風致地区	特に良好な自然景観を有する樹林地、水辺地等の地区で、現存の景観を保全することが必要なものをいう。
第 2 種風致地区	良好な自然景観を有する樹林地、水辺地等の地区及びこれと一体となった良好な住宅地等の地区で、現存の景観を保全することが必要なものをいう。
第 3 種風致地区	第 1 種風致地区及び第 2 種風致地区以外の地区をいう。

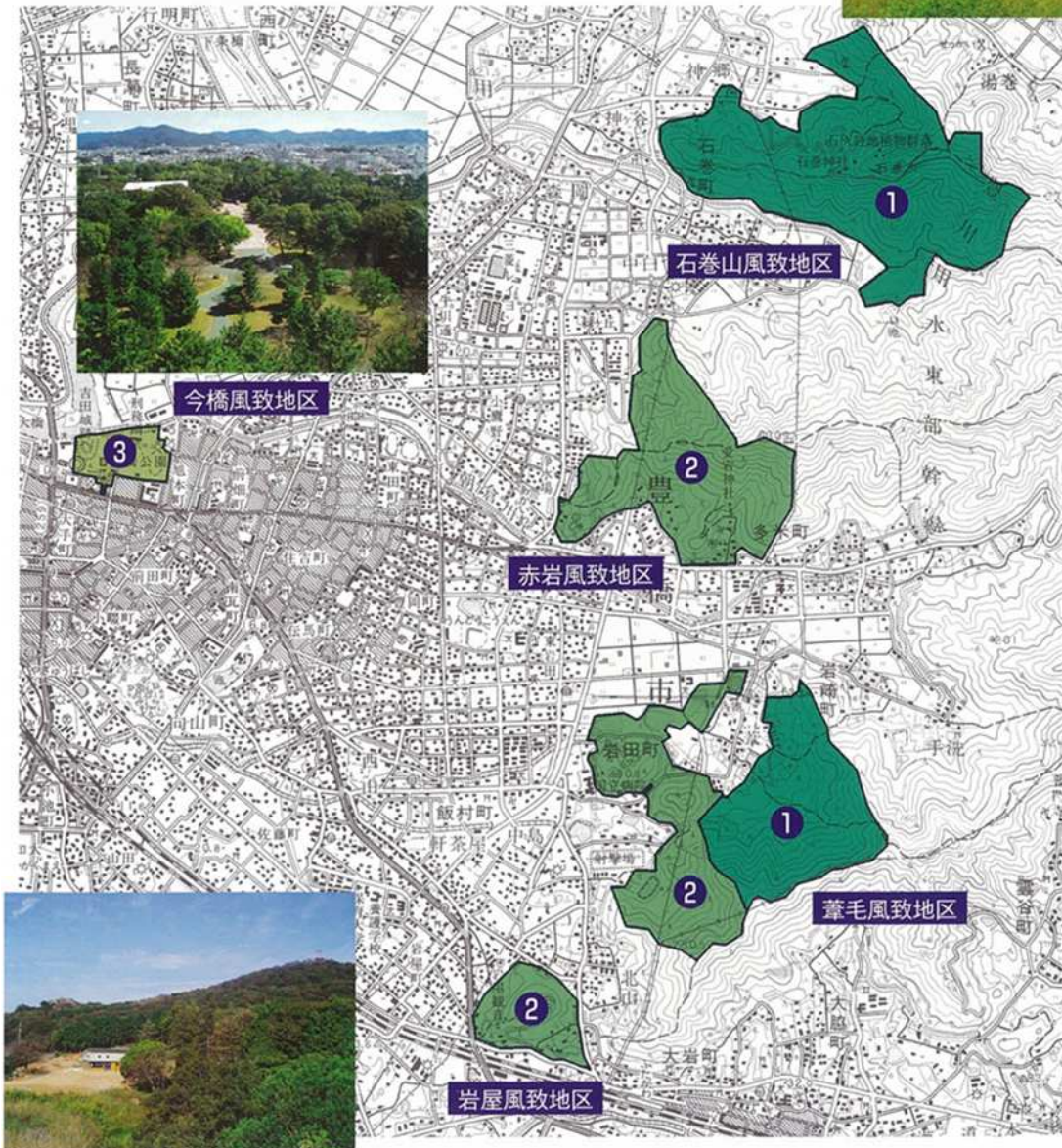
◆ 風致保全イメージ

区 分	保全イメージ	イメージスケッチ
第 1 種風致地区	敷地周辺も含めた十分育成した樹林が家屋をおおむね覆い隠し、周辺から眺望しても、建築物が緑にとけ込んで望める地区	
第 2 種風致地区	家屋が樹林間に見え隠れし、周辺から眺望しても、建物等が周辺の樹林、敷地内の樹木と一体となる景観を望める地区	
第 3 種風致地区	家屋が樹林や生垣越しに眺望でき、地区内の歩行者から見て、建物等が既存樹木や植栽樹木・生垣等の緑と調和した街並みを望める地区	



◆ 風致地区の位置

石巻山風致地区	① 第1種風致地区 (260ha)	石巻町の一部
赤岩風致地区	② 第2種風致地区 (159ha)	多米町・牛川町の各一部
葦毛風致地区	① 第1種風致地区 (127ha)	岩崎町の一部
	② 第2種風致地区 (120ha)	飯村町・岩田町の各一部
岩屋風致地区	② 第2種風致地区 (46ha)	大岩町の一部
今橋風致地区	③ 第3種風致地区 (23ha)	今橋町・八町通三丁目の各一部





風致地区の緑は  
まちを穏やかに包み込み  
人々に安らぎを与えてくれる

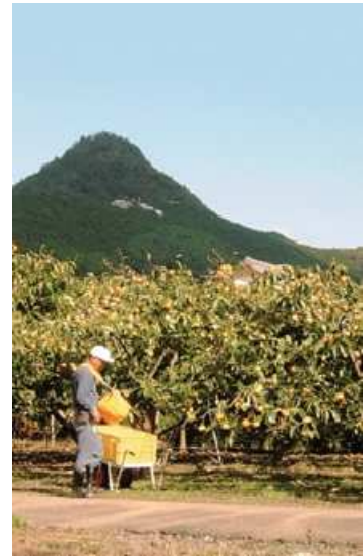


◆吉田大橋からの眺め・・・清流「豊川」に沿って「今橋風致地区（豊橋公園）」の緑と河畔林が保全され、背景の弓張山地とともに、緑豊かで潤いある風景をつくりだしている。左手には「石巻山風致地区」の霊峰石巻山が美しくそびえ、これに連なる山並みには、「赤岩風致地区」や「葦毛風致地区」、「岩屋風致地区」の緑が保全され、豊橋のまちを穏やかに包みこんでいる。

### ■ 3 風致保全方針 : 石巻山風致地区

地区名	いしまきさん 石巻山風致地区	面積	約 260ha	指定年月日	昭和 61 年 9 月 24 日
風致類型	緑地保全系：自然環境保全型 (特徴的な地形、植物群落を含む自然環境に富んだ地域)				
指定理由	石巻山を中心とした良好な自然景観と、石巻神社などの歴史景観を保全する。				
地区特性	<p>&lt;地区の現況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の北東に位置する石巻山を核とした地区で、良好な環境を有する池（三口池、新池）や歴史ある神社（石巻神社）がある。</li> <li>地区の大部分は石巻山多米県立自然公園特別地域に指定されている。</li> <li>石巻山の上部は石灰岩地の特徴的な地形を有している。</li> <li>地区内には自然歩道が整備され、石巻神社山上社の近くには石巻自然科学資料館があり、多くの人たちに利用されている。</li> </ul> <p>&lt;地区の歴史&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本地区の核である石巻山は、古来から東三河の霊峰として親しまれてきた。また、石巻神社は推古天皇の時代に創建されたと伝えられており、近郷一円の崇敬を受けて繁栄した神社である。</li> </ul>				
主 な 風致要素	<p>&lt;自然環境&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>石巻山の不動堂より上部は石灰岩地植物群落として国の天然記念物に指定されており、地区に近接する東尾根にはイヌツゲ大木林など特色のある植生がある。</li> <li>地区全体としては、スギ、ヒノキを中心とした植生となっている。また、昆虫類や陸貝類は多くの種類が見られる。</li> </ul> <p>&lt;自然景観&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三角錐の石巻山は、市街地の東部に連なる穏やかな山並みの中にそびえ、際だつて目を引く存在であり、その姿は市民にとって「ふるさとの風景」になっている。</li> </ul> <p>&lt;歴史景観&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>石巻神社は千年以上の歴史を持ち、北の山すその神郷には里宮も鎮座している。</li> </ul>				
種 別	第 1 種：全域				
保全目標	ふるさとの風景である霊峰石巻山の美しい緑の姿を保全する。また、地区全体の良好な自然景観を石巻神社などの文化的環境と一体的に保全する。				
風致保全 方 針	<p>&lt;保全方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内の各所から眺められる石巻山の美しい姿を保全するため、地区全体の樹林を保全する。</li> <li>山頂部の石灰岩地と特異な生態系を保護し、それを取り巻く樹林を保全する。</li> <li>石巻神社をはじめとした歴史的建造物を保全するとともに、建築行為等は自然景観や歴史景観にとけ込ませる。</li> </ul> <p>&lt;育成方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特に良好な自然環境を保全するとともに、特色ある自然や歴史文化にふれあえるよう遊歩道等の整備を図る。</li> </ul>				





◆左:石巻風致地区の眺め(牛川町の豊川沿いより)。象徴的な姿の霊峰石巻山から左斜め下に向かって風致地区の尾根が延びる。市内各所から見えるこうした風景は、市民にとって「ふるさとの風景」になっている。 ◆右:美しい姿の石巻山は古くから信仰の対象とされてきた。麓には地域の特産品の柿畑が広がる。山の中腹には石巻温泉街の建物が見える。



◆左:石灰岩が露出する石巻山の山頂。石灰岩地植物群落として国の天然記念物に指定されており、地域固有の動植物が生息している。 ◆右:麓の田園地帯と石巻山の眺め



◆左:麓にある石巻神社の里宮(下神社)。石巻山の中腹には奥宮(山上社)があり、旧暦の1月15日(新暦の2月上旬)には農作物の豊凶を占う神事「管粥祭(くだがゆまつり)」が行われる。山は人々の暮らしと深く繋がっており、文化的な景観として保全が必要である。 ◆中:里宮の鬼祭(黒鬼と赤鬼) ◆右:奥宮の管粥祭



◆山麓にある玉泉寺と市指定天然記念物のナギの木(中央左の大木)

■ 風致保全方針：葦毛風致地区

地区名	葦毛風致地区	面積	約 247ha	指定年月日	昭和 61 年 9 月 24 日
風致類型	<p>緑地保全系：自然環境保全型          (特徴的な水辺地、植物群落を含む自然環境に富んだ地域)          骨格緑地型          (都市の背景となる山林・斜面林／良好な水辺景観を形成している樹林地と水面)</p>				
指定理由	葦毛湿原を中心に、周辺の樹林や池沼などの良好な自然景観を保全する。				
地区特性	<p>&lt;地区の現況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の東部に位置する葦毛湿原を核とした地区で、湿原の背後には山地が取り囲み、西側には池沼の点在する田園地帯がある。</li> <li>・葦毛湿原は、県の天然記念物に指定されており、植生回復活動も行われている。</li> <li>・葦毛湿原を中心とした地区の東側は、石巻山多米県立自然公園特別地域に指定されている。</li> <li>・地区の南側は、都市計画緑地（高山緑地）に指定されている。</li> <li>・地区内には自然歩道が整備されており、自然にふれあうことができる。</li> </ul> <p>&lt;地区の歴史&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湿原周辺の山は、吉田城下町の薪炭林として古くから管理されてきた。</li> <li>・戦前には、葦毛湿原の周囲の一部が、水田として利用されていた。</li> </ul>				
主な風致要素	<p>&lt;自然環境&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・葦毛湿原は「東海の尾瀬」とも言われ、低地にある希少な湿原であり、貴重な湿性植物や昆虫、動物が生息している。</li> <li>・湿原を取り囲む山は樹林で、低地には池沼が点在し、動植物の生息・生育地として良好な自然環境を有している。</li> </ul> <p>&lt;自然景観&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・葦毛湿原は背後の山や樹林に囲まれ、安らぎのある空間になっている。また、周辺の雑木林は四季折々に美しい姿を見せ、風光明媚な景観を成している。</li> <li>・地区の西側には田園地帯に池沼が連なり、潤いある水辺景観を形成している。</li> </ul>				
種別	<p>第 1 種：概ね県立自然公園特別地域（岩崎町）          第 2 種：上記以外の地域</p>				
保全目標	葦毛湿原を中心とした貴重な自然環境を保全するとともに、周辺の樹林、池沼、山地の良好な自然景観を保全する。				
風致保全方針	<p>&lt;保全方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な自然の宝庫である葦毛湿原の自然環境を保全する。</li> <li>・湿原の水源であり、市街地の背景になっている背後の山並みの樹林を保全する。また、湿原のバッファゾーンになっている麓の樹林を保全する。</li> <li>・ため池の自然環境を、里地の田園景観と一体的に保全する。</li> <li>・建築行為等は自然景観にとけ込ませる。</li> </ul> <p>&lt;育成方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湿原や池沼などの貴重な自然環境を保全するとともに、そうした自然にふれあえるよう遊歩道や緑地等の整備を図る。</li> </ul>				





▲葦毛風致地区の全景(赤岩風致地区の尾根より)。概ね左半分が第1種風致地区、右半分が第2種風致地区。写真中央から左側の山で囲まれたところに葦毛湿原がある。麓の里地には池沼が点在し、のどかな田園風景が広がっている。



◆左:葦毛湿原(県指定天然記念物) ◆右:長尾池からの眺め。山並みと手前の樹林に囲まれたところに湿原がある。湿原は背後の山の湧水で潤され、周囲の樹林は湿原を守るバッファゾーンになっている。



◆葦毛湿原には約250種類の湿性植物が自生し、湿原でしか見ることのできない珍しい昆虫も生息している。



◆左:湿原へ至る自然歩道と雑木林。自然は四季折々に美しい姿を見せ、訪れる人々を癒してくれる。 ◆中:里地の利兵池。葦毛風致には溜池がいくつもあり、水辺にはヨシやガマが生育し、鳥や昆虫達の生息地になっている。 ◆右:カワセミ

■ 風致保全方針：赤岩風致地区

地区名	あかいわ 赤岩風致地区	面積	約 159ha	指定年月日	(当初) 昭和 16 年 9 月 27 日 (最終) 昭和 61 年 9 月 24 日
風致類型	緑地保全系：骨格緑地型（都市の背景となる山林・斜面林）				
指定理由	赤岩山を中心とした良好な自然景観と、赤岩寺などの歴史景観を保全する。				
地区特性	<p>&lt;地区の現況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の東部に位置し、山の緑が市街地の背景になっている。</li> <li>・地区内には由緒ある赤岩寺や愛宕神社がある。</li> <li>・市街化区域に隣接した部分では、宅地化の進行もみられる。</li> <li>・地区の東側は都市計画緑地（赤岩緑地）に指定されている。</li> <li>・地区内には自然歩道が整備されており、自然にふれあうことができる。</li> </ul> <p>&lt;地区の歴史&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な風致要素となっている赤岩寺は行基が天武天皇の願いをうけて 726 年に開いたと言われている。</li> </ul>				
主な風致要素	<p>&lt;自然環境&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹林は、アカマツ群落から落葉広葉樹のコナラ群落へ、さらに照葉樹林へと自然遷移途上である。</li> <li>・樹林地は、動植物の生息・生育地として良好な自然環境を有している。</li> </ul> <p>&lt;自然景観&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤岩山の樹林は市街地の背景になっているとともに、隣接する市街地に安らぎをもたらしている。</li> <li>・桜の名所として親しまれており、春には新緑とともに美しい景観が見られる。</li> </ul> <p>&lt;歴史景観&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・麓には赤岩寺の仁王門や本堂などがあり、山腹には愛宕神社があり、歴史の趣きを感じる景観が見られる。</li> </ul>				
種別	第 2 種：全域				
保全目標	市街地の背景になっている樹林地の良好な自然景観を、赤岩寺などの文化的環境と一体的に保全する。				
風致保全方針	<p>&lt;保全方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の背景になっており、動植物の生息地でもある地区全体の樹林を保全する。</li> <li>・赤岩寺をはじめとした歴史的建造物を保全するとともに、建築行為等は自然景観や歴史景観にとけ込ませる。</li> </ul> <p>&lt;育成方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な自然環境を保全するとともに、特色ある自然や歴史文化にふれあえるよう遊歩道や緑地等の整備を図る。</li> </ul>				





◆左: 赤岩風致地区の眺め。緑のところはすべて風致地区。(赤岩山中腹より)。市街地に向かって伸びる緑の尾根と赤岩寺一帯が風致地区になっている。◆右: 山腹にある赤岩山の由来となった赤色の大岩。ラジオラリア虫が密集した化石が含まれ、かつてこの地が海底であったことを物語っている。



◆左: 赤岩寺と赤岩山。山は落葉広葉樹や照葉樹と手入れされた針葉樹の混合林になっている。春には桜や新緑が、秋にはモミジの紅葉が美しく季節を彩る。◆中: 春の仁王門。勇ましい二体の仁王が迎えてくれる。◆右: 仁王像



◆左: 赤岩寺の本堂 ◆中: 本堂の横から山腹へ通じる石段 ◆右: 紅葉の赤岩寺



◆左 2 枚: 山には自然歩道が整備され、四季折々の自然の風景を楽しめる。◆中: ササユリ ◆右: キセキレイとコグラ

■ 風致保全方針：岩屋風致地区

地区名	いわや 岩屋風致地区	面積	約 46ha	指定年月日	(当初) 昭和 11 年 6 月 19 日 (最終) 昭和 61 年 9 月 24 日
風致類型	緑地保全系：骨格緑地型（都市の背景となる山林・斜面林）				
指定理由	岩屋山と大蔵山の良好な自然景観と、岩屋観音などの歴史景観を保全する。				
地区特性	<p>&lt;地区の現況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の東南部に位置し、岩屋山と大蔵山の緑が市街地の背景になっている。</li> <li>・地区の西側には岩屋観音があり、地区のシンボルになっている。</li> <li>・地区の東側には教育施設である視聴覚教育センターと地下資源館があり、西側にはスポーツ施設であるグリーンスポーツセンターがある。</li> <li>・幹線道路の沿道で一部宅地化が進行している。</li> <li>・地区全体が都市計画緑地（岩屋緑地）に指定されている。</li> <li>・岩屋緑地は、ボランティア団体が里山保全活動を行っている。</li> </ul> <p>&lt;地区の歴史&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本地区のシンボルである岩屋観音は、730 年に行基がこの地を訪れたとき、その風景に魅せられて千手観音像を刻んで岩穴に安置したのが起源とされている。</li> </ul>				
主な風致要素	<p>&lt;自然環境&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩屋山、大蔵山はコナラ、アベマキなどの落葉広葉樹を中心に、アカマツが混在した植生となっている。</li> <li>・樹林地は、動植物の生息・生育地として良好な自然環境を有している。</li> </ul> <p>&lt;自然景観&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩屋山と大蔵山の樹林地は、市街地の背景になっており、隣接する市街地に安らぎをもたらしている。</li> </ul> <p>&lt;歴史景観&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩屋観音は、江戸時代から街道の風物詩になっており、国道 1 号線や東海道新幹線、東海道本線からの眺めのなかでランドマークにもなっている。</li> </ul>				
種別	第 2 種：全域				
保全目標	市街地の背景になっている樹林地の良好な自然景観を、岩屋観音などの文化的環境と一体的に保全する。				
風致保全方針	<p>&lt;保全方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の背景になっており、動植物の生息地でもある地区全体の樹林地を保全する。</li> <li>・岩屋観音をはじめとした歴史的資源を保全するとともに、建築行為等は自然景観や歴史景観にとけ込ませる。</li> </ul> <p>&lt;育成方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な自然環境を保全するとともに、里山の自然や歴史文化にふれあえるよう緑地の整備を図る。</li> </ul>				





◆左:岩屋風致地区の眺め(視聴覚教育センターより)。右手の山は大蔵山、中央左の小高い山が岩屋山。地区内は「岩屋緑地」にも指定されており、ボランティア団体が里山保全活動を行っている。また、視聴覚教育センターや地下資源館もあり学習の場にもなっている。 ◆右:ビオトープ



◆岩屋山の頂上にある岩屋観音。 岩屋観音は江戸時代から街道の風物詩として有名であった。



◆左:のびやかな芝生広場 ◆中:芝生広場の休憩施設 ◆右:湧水を利用した池。水生生物の観察ができる。



◆地区内には、グリーンスポーツセンターが整備されており、テニス、パターゴルフ、キャンプなどができ、市民のレクリエーションの場となっている。



■ 風致保全方針：今橋風致地区

地区名	いまはし 今橋風致地区	面積	約 23ha	指定年月日	昭和 61 年 9 月 24 日
風致類型	緑地保全系：公園・神社仏閣・歴史的文化財型 (歴史的に意義のある史跡を中心とした自然環境の良好な地域)				
指定理由	豊橋公園などの自然景観を、吉田城跡などの歴史景観とともに保全する				
地区特性	<p>&lt;地区の現況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊橋駅の北東に位置し、中心市街地の緑の核となっている。</li> <li>・地区内には吉田城跡、豊橋市美術博物館、陸上競技場等があり、歴史・文化及びスポーツの拠点となっている。</li> <li>・豊橋ハリストス正教会と安久美神戸神明社を除く区域は都市計画公園(総合公園)に決定されており、その大部分が豊橋公園として供用されている。</li> <li>・地区の北側に豊川が流れている。</li> </ul> <p>&lt;地区の歴史&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本地区のシンボルである吉田城は、1505 年牧野古白により築城され江戸時代は松平氏、小笠原氏の居城であった。</li> <li>・安久美神戸神明社では毎年 2 月に国指定重要無形民俗文化財の鬼祭りが行われ、多くの見物客が訪れる。</li> <li>・豊橋ハリストス正教会は大正 2 年に建設され、国指定有形文化財になっている。</li> </ul>				
主な風致要素	<p>&lt;自然環境&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊橋公園内は、サクラ、ケヤキ、マツを中心とした植生となっている。</li> </ul> <p>&lt;自然景観&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊橋公園内の樹木は、中心市街地におけるまとまった緑として、市街地の中で良好な景観を形成している。</li> <li>・地区の北側からは、豊川の流れと一体となった緑豊かな景観を望むことができる。</li> </ul> <p>&lt;歴史景観&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊川の流れを手前にし、緑に包まれた吉田城跡の眺めは、市民にとって「ふるさとの風景」になっている。</li> <li>・吉田城跡や豊橋ハリストス正教会、安久美神戸神明社などの歴史的資源が数多くあり、趣きのある景観を有している。</li> </ul>				
種別	第 3 種：全域				
保全目標	中心市街地における緑の核として、豊橋公園などの良好な自然景観を、吉田城跡などの文化的環境と一体的に保全する。				
風致保全方針	<p>&lt;保全方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊橋公園と安久美神戸神明社の緑を保全する。</li> <li>・豊川の流れを手前にし、緑に包まれた吉田城跡の眺めを、市民の「ふるさとの風景」として保全する。</li> <li>・吉田城跡をはじめとした歴史的資源を保全するとともに、建築行為等は自然景観や歴史景観に調和させる。</li> </ul> <p>&lt;育成方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊橋公園は、歴史や文化にふれあえる身近な癒しの場として整備する。</li> </ul>				



◆左:今橋風致地区の全景 豊橋公園の緑が市街地に潤いをもたらしている。 ◆右:陸上競技場横のイチョウ並木



◆左:苔むす石垣の上に、緑に包まれて建つ吉田城の隅櫓(豊川対岸の金色島より) ◆右:市民の憩いの場となっている緑豊かな豊橋公園



◆地区内には、吉田城址をはじめ、多くの歴史的資源や文化施設があり、趣のある雰囲気となっている。 ◆左:豊橋ハリストス正教会(国の重要文化財) ◆中:安久美神戸神明社の鬼祭(国の重要無形民俗文化財) ◆右:美術博物館



## ■ 4 規制の内容

### (1) 許可申請の対象

風致地区では、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可が必要となっています。また、許可を受けた事項を変更する場合も同様です（条例第2条）。

- ① 建築物の建築その他工作物の建設
- ② 建築物その他の工作物の色彩の変更
- ③ 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- ④ 水面の埋立て又は干拓
- ⑤ 木竹の伐採
- ⑥ 土石の類の採取
- ⑦ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

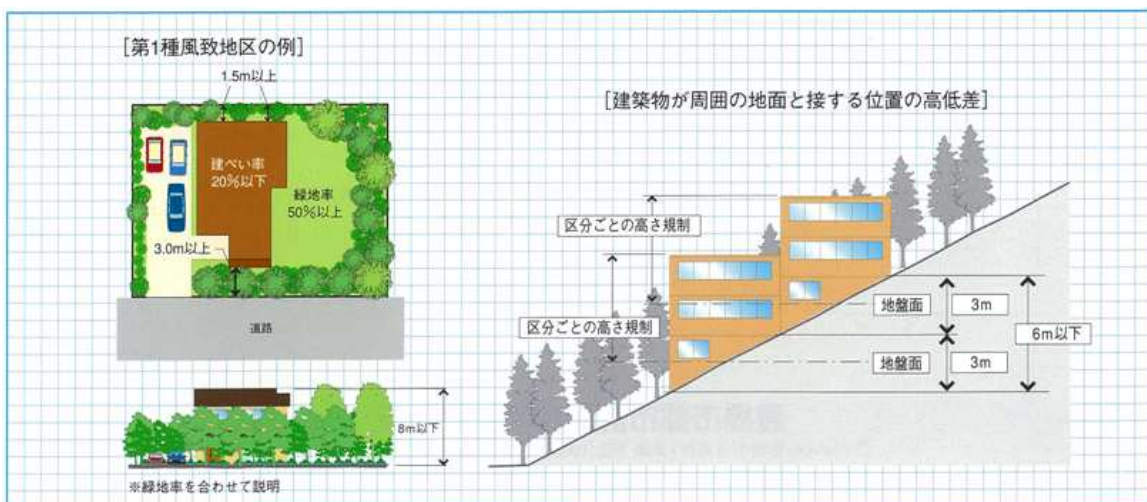
### (2) 許可の基準

許可申請の対象行為に対して、それぞれ次のような許可基準を定めています（条例第4条）。

#### ① 「建築物の建築その他工作物の建設」に関する許可基準

- 建築物の位置、形態、意匠が周辺の風致と著しく不調和でないこと。
- 工作物の位置、規模、形態、意匠が周辺の風致と著しく不調和でないこと。
- 建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が6m以下であること。
- 建築物の高さ、建ぺい率、外壁の後退距離は下記の基準を満たすこと。

地区の区分	建築物の高さ	建ぺい率	外壁の後退距離	
			道路に接する部分	その他の部分
第1種風致地区	8 m 以下	20 % 以下	3 m 以上	1.5 m 以上
第2種風致地区	10 m 以下	30 % 以下	2 m 以上	1 m 以上
第3種風致地区	15 m 以下	40 % 以下	2 m 以上	1 m 以上





②「建築物その他の工作物の色彩の変更」に関する許可基準

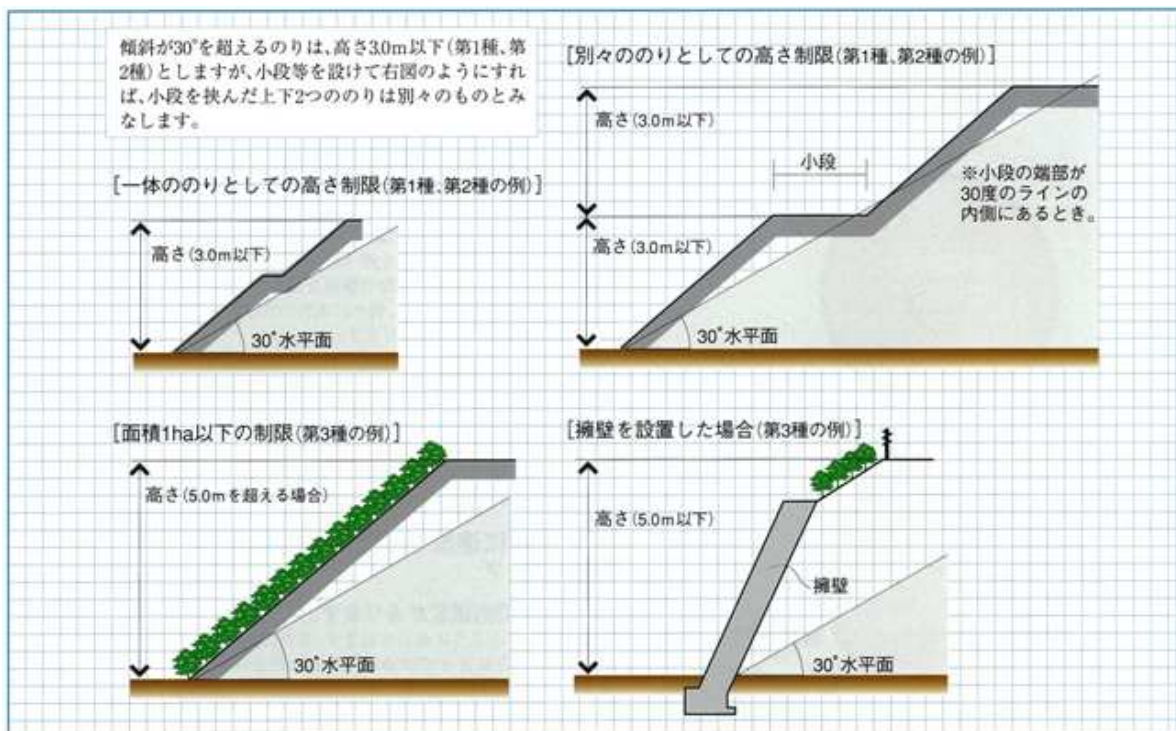
○変更後の色彩が周辺の風致と著しく不調和でないこと。

③「宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更」に関する許可基準

○周辺を含む木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

○緑地率、のりの高さ等は下記の基準を満たすこと。

地区の区分	緑地率	切土・盛土ののりの高さ等	
		1haを超える宅地の造成等	1ha以下の宅地の造成等
第1種風致地区	50%以上	3m以下	3mを超える場合、植栽等の措置
第2種風致地区	40%以上	3m以下	〃
第3種風致地区	30%以上	5m以下	5mを超える場合、植栽等の措置



④「水面の埋立て又は干拓」に関する許可基準

○周辺を含む木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

○水面の埋立て又は干拓が周辺の風致と著しく不調和でないこと。

### ⑤ 「木竹の伐採」に関する許可基準

- 木竹の伐採が周辺の風致を損なうおそれが少ないこと。
- 次のいずれかに該当すること。
  - ・建築物等の新築、宅地の造成等を行うための必要最小限度の伐採
  - ・森林の択伐
  - ・伐採後の成林が確実な森林の皆伐（1 ha を超えないものに限る）
  - ・森林である土地の区域外における伐採

### ⑥ 「土石の類の採取」に関する許可基準

- 採取の方法が、周辺の風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

### ⑦ 「屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積」に関する許可基準

- 堆積行為が、周辺の風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

## (3) よくある質問

### ① 「建築物の高さ」は、建築基準法の高さの算定と同じですか？

基本的に同じです。ただし、棟飾りや塔屋などの屋上突出物も高さ算入されます。

### ② 「建ぺい率」は、角地緩和がありますか？

建ぺい率の算定は、基本的に建築基準法と同じです。ただし、建築基準法の角地緩和のような規定はありません。

### ③ 「外壁の後退距離」における「外壁」には、出窓やベランダは該当しますか？

ここでいう「外壁」とは、「外壁又はこれに代わる柱」のことであり、跳ね出し形式の「ひさし」、「軒」、「ベランダ」、「出窓」などで建築面積に算入されないものはこれに該当しません。従って、「ひさし」等の先端から柱が降りている形式のものや、跳ね出す長さが水平距離1m以上突き出たもので、建築面積に算入されることとなる部分は「外壁」として後退する必要があります。

### ④ 「外壁の後退距離」の「道路に接する部分」の「道路」について、幅員4m未満の場合はどうなりますか？

ここでいう「道路」とは、建築基準法第42条各項に規定する道路のことです。従って、幅員4m未満の道路に接する場合は、見なし境界線から外壁を後退させる必要があります。

### ⑤ 建築物や工作物の色彩や意匠は、どうすれば風致に調和すると判断されますか？

色彩は基本的に灰色、黒色、茶色等の落ち着いた色を基調とし、光沢の少ないものにしてください。壁面緑化等も有効です。また、屋根や壁面などは、巨大又は長大な印象を与えないよう配慮してください。

### ⑥ 「緑地率」の「緑地」は、どのようなものまで認められますか？

「緑地」の基準は、条例施行規則第5条に規定されており、植栽を行う場合は、「10㎡につき、高木（植栽時の高さが2m以上のもの）2本、高木1本と低木（植栽時の高さが0.5m以上のもの）3本又は低木6本のいずれかの植栽がなされる土地」と規定されています。また、樹種は地域の自生種など、周辺の植生と調和するものを選定することが基本です。

## ■ 5 許可の基本的な考え方

風致地区の制度は、都市の自然景観や歴史景観を維持し、緑豊かな生活環境や文化的環境を形成することを目的としています。許可については、条例に定められた許可基準に適合していることが条件で、「周辺の風致との調和」が図られていることが基本です。風致地区の状況は各地区で特性が異なるため、それぞれの場にふさわしい適切な景観配慮が求められます。

許可については、まず、各地区の「風致保全方針」に沿って適切な配慮が行われていることが必要です。また、周辺からの眺めに対して「保全イメージ」に適合していることも求められます。さらに、地域の生態系や歴史的な背景など、目には直接見えない背景に対して調和を図ることも必要です。同じ地区であっても行為の場所によって周辺環境がひとつひとつ異なることから、現地の状況を十分把握した上で対応することが大切です。

なお、許可が必要とされる行為は、他法令においても許可等の手続きが必要なケースが多いため、他法令の規定にも適合するよう注意が必要です。

### ◆ 許可の基本的な考え方

#### ～ 周辺の風致との調和 ～

### ◆ 「周辺の風致との調和」の視点

- 各地区の「風致保全方針」(P 8～17) に沿って適切な配慮がなされていること。
- 周辺からの眺めに対して、「保全イメージ」(P5) に適合していること。
- 地域の生態系や歴史的な背景に調和していること。

### ◆ 風致への配慮のポイント

- ・風致地区では、緑の保全と積極的な緑化が重要です。建築行為等に際しては、積極的に緑化を行い周辺の緑に馴染ませることが大切です。建ぺい率を厳しくしているのは、敷地内に緑化スペースを確保するためのものです。特に、主な視点場からの眺めを意識し、第1種から第3種の区分ごとの「保全イメージ」(P5) に適合するよう、道路側などへの積極的な緑化が望まれます。
- ・建築物の外観については、周辺の既存建築物の状況や歴史的な背景との調和が重要です。周辺に神社や寺院などがある場合や、既存集落がある場合は、和風様式の外観にすることが望まれます。また、自然が豊かな場所では、できるだけ高さを抑え、外装に自然素材を採用するなど、自然の緑が主役となるよう配慮が必要です。
- ・よう壁や鉄塔などの工作物については、風景のなかで人工物が目立たないようにすることが重要です。背景から突出しない位置や形態にする、自然の地形に馴染ませる、緑化や自然素材を採用する、周辺にとけ込む色彩にするなどの配慮が必要です。
- ・緑化については、地域に自生する樹種を採用することが重要です。そうした緑は、周辺景観に調和するだけでなく、地域の生態系とも調和します。



## ■ 6 協議と通知への対応

### (1) 協議への対応

国等の機関が行う行為については、許可を受けることを要せず、あらかじめ市長に協議しなければならないことになっています（条例第6条）。

この場合にあっても、許可と同様に風致への配慮を行う必要があります。特に公共施設は、多くの人々の目に触れ、不特定多数の人々に利用される機会が多いことから、より積極的に風致との調和を図ることが求められます。

#### ◆ 公共施設の対応事例



◆ 葦毛風致地区（長尾池横）の公衆トイレ・・・背景の山並みや周辺景観との調和を意識し、外形は切妻屋根の形態とし、外装に木材などの自然に馴染む素材を採用している。また、色彩は、周辺景観との調和度や組み合わせの調和度を確認するため、大版の色彩サンプルを複数案作成し、現地において慎重に検討されている。



◆ 葦毛風致地区（岩崎広場）の休憩所・・・背後の樹林との調和に配慮しながら、休憩所からの眺望の確保も意識し、外形は片流れ屋根の形態とし、外装に木材などの自然に馴染む素材を採用している。また、色彩は、周辺景観との調和度や組み合わせの調和度を確認するため、大版の色彩サンプルを複数案作成し、現地において慎重に検討されている。

### (2) 通知への対応

条例（第7条）では、許可を受けることや協議をすることを要しない行為が列記されています。これらは主に法に基づく公共的な事業ですが、この場合にあっても、許可と同様に風致への配慮を行うことが必要で、状況に応じて指導することがあります。

# 第 2 章

申請手続き

## ■ 1 許可申請の手続き

### (1) 許可が必要な行為

風致地区では、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可が必要です。また、許可を受けた事項を変更する場合も同様です（条例第2条）。

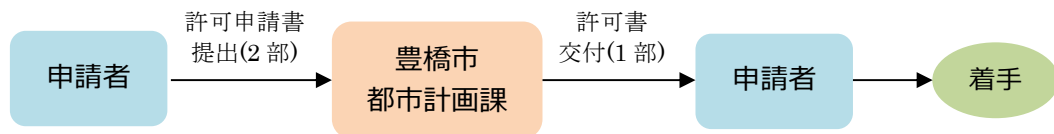
- ① 建築物の建築その他工作物の建設
- ② 建築物その他の工作物の色彩の変更
- ③ 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- ④ 水面の埋立て又は干拓
- ⑤ 木竹の伐採
- ⑥ 土石の類の採取
- ⑦ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

### (2) 申請手続きの流れ

#### ① 許可行為を行う時

許可行為を行う場合は、あらかじめ「風致地区行為許可申請書」を2部提出してください。申請書には行為の内容に応じて必要となる図書(P27 参照)を添付してください。

なお、行為の期間中は現場の見えやすい場所に「風致地区内行為許可標識」を設置し、許可を受けたことを明らかにしてください。

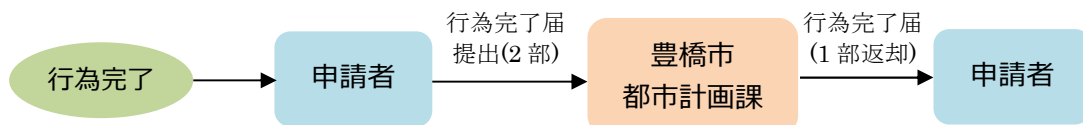


※ 許可申請の審査時に、必要に応じて現地調査を行います。

※ 着手前に現場へ「風致地区内行為許可標識」を設置してください。

#### ② 許可行為が完了した時

許可を受けた行為が完了した場合は、速やかに「風致地区内行為完了届」を2部提出してください。完了届には、許可行為の完了状況がわかる写真と撮影方向を記入した平面図を添付してください。

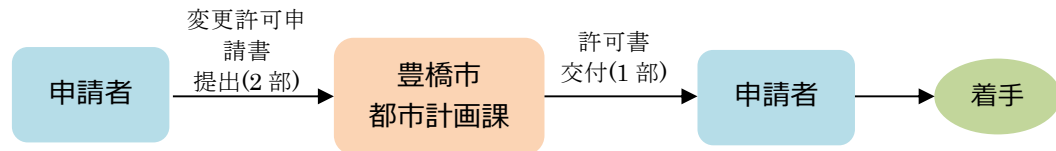


※ 完了届の確認時に、必要に応じて現地調査を行います。



### ③ 許可を受けた行為を変更する時

許可を受けた行為を変更しようとする場合は、あらかじめ「風致地区内行為変更許可申請書」を2部提出してください。申請書には変更内容を示した図書を添付するとともに、変更前の許可申請書及びその添付図書も添付してください。

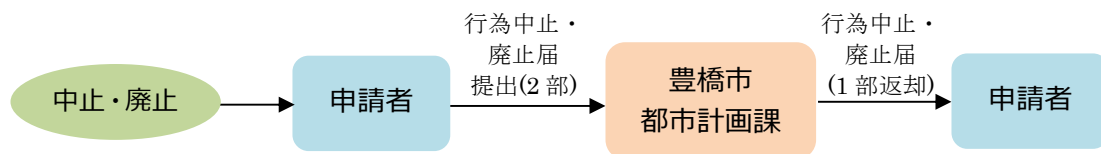


※ 変更許可申請の審査時に、必要に応じて現地調査を行います。

### ④ 許可行為を中止・廃止する時

許可を受けた行為を着手前に取り止める場合は「風致地区内行為廃止届」を、着手後に取り止める場合は「風致地区内行為中止届」をそれぞれ2部提出してください。

各届には、当該行為に係る許可申請書及びその添付図書を添付してください。また、中止届には、現状回復その他当該行為の中止後の措置に関する計画書を添付してください。



※ 中止・廃止届の確認時に、必要に応じて現地調査を行います。

## (3) よくある質問

### ① 許可が必要な行為が複数ある場合は、まとめて申請できますか？

同一敷地内で一連の行為を行う場合（例：建築物の新築と木竹の伐採）は、各行為に必要な添付書類を申請書1枚に付ければまとめて申請できます。この場合、重複している図面等は不要になります。

### ② 小規模な行為でも許可申請は必要ですか？

条例第5条で、許可を要しない行為が列記してあります。

<許可不要の行為の例>

- ・建築物の新築、改築、増築で床面積の合計が10㎡以下であるもの（高さが各地区の規制値を超えるものを除く）
- ・風致地区内の工事に必要な仮設の工作物の建設
- ・水道管、下水管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの建設
- ・面積が10㎡以下の土地の形質の変更で、高さが1.5mを超えるのりを生ずる切り土又は盛土を伴わないもの
- ・工作物で高さが1.5m以下であるものの建設
- ・間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のための伐採
- ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

③ 許可申請は建築確認申請等の前に行う必要がありますか？

条例で規定はしていませんが、できるだけ建築確認申請等の前に申請をお願いします。風致地区の許可規準に適合しない場合は、設計変更が必要になり、建築確認申請等に影響することがあります。

④ 許可申請に手数料はかかりますか？

手数料はかかりません。

⑤ 申請書の様式はどこで手に入りますか？

豊橋市役所のホームページから各種様式をダウンロードできます。また、市役所都市計画課でも配布しています。

#### (4) その他（注意事項）

① 行為の期間中は現場の見えやすい場所に「風致地区内行為許可標識」を設置し、許可を受けたことを明らかにしてください。

② 条例には罰則規定があります。違反をした場合は是正するように命じられます。また、市長の命令に従わなかった場合は50万円以下の罰金になり、許可を要する行為に対して許可を受けなかった場合は30万円以下の罰金になるなど罰則があります。

■ 許可申請書への添付図書

行為の種類	図面等の種類	縮尺又は大きさ	図面等に明示しなければならない事項
建築物の建築その他工作物の建設	位置図	50,000分の1以上	方位、行為箇所及び縮尺
	配置図	500分の1以上	方位、壁面線からの距離、敷地の境界線、風致地区の区分に係る区域の境界線、林況（樹木の樹種、位置及び高さを明記すること。）、建築物その他工作物の位置及び縮尺
	平面図	100分の1以上	方位、間取り及び縮尺
	2面以上の立面図	100分の1以上	外部仕上材料、外部仕上色彩及び縮尺
	断面図	100分の1以上	主要部分の材料及び縮尺
	現況写真	名刺判以上	行為地及びその周辺
建築物その他の工作物の色彩の変更	位置図	50,000分の1以上	方位、行為箇所及び縮尺
	配置図	500分の1以上	立面図の箇所及び縮尺
	2面以上の立面図	100分の1以上	変更箇所、外部仕上色彩及び縮尺
	現況写真	名刺判以上	行為地及びその周辺
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 水面の埋立て又は干拓 土石の類の採取	位置図	50,000分の1以上	方位、行為箇所及び縮尺
	平面図 (現況及び計画)	500分の1以上	方位、行為地の境界線、風致地区の区分に係る区域の境界線、林況（樹木の樹種、位置及び高さを明記すること。）、断面の位置、土石の類の採取の区域（土石の類の採取の場合に限る。）、排水の現況又は処理計画及び縮尺
	縦横断面図 (現況及び計画)	縦100分の1以上、 横1,000分の1以上	現況と行為後の対比及び縮尺
	現況写真	名刺判以上	行為地及びその周辺
木竹の伐採	位置図	50,000分の1以上	方位、行為箇所及び縮尺
	平面図	500分の1以上	方位、林況（樹木の位置及び高さを明記すること。）、伐採区域又は位置及び縮尺
	現況写真	名刺判以上	行為地及びその周辺
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	位置図	50,000分の1以上	方位、行為箇所及び縮尺
	平面図 (現況及び計画)	500分の1以上	方位、行為地の境界線、堆積物の種類、堆積の区域及び高さ、建築物その他の工作物の位置、林況（樹木の樹種、位置及び高さを明記すること。）、断面の位置、排水の現況又は処理計画並びに縮尺
	縦横断面図 (現況及び計画)	縦100分の1以上、 横1,000分の1以上	現況と行為後の対比及び縮尺
	現況写真	名刺判以上	行為地及びその周辺

\* 許可申請の様式は、豊橋市都市計画課のホームページからダウンロードできます。



## ■ 2 協議の手続き

国等の機関が行う行為については、許可を受けることを要せず、市長に協議しなければならないことになっています（条例第6条）。

この場合は、あらかじめ「風致地区内行為（行為変更）協議書」を2部提出してください。協議書には、許可申請書と同様に、行為の内容に応じて必要となる書類（P27「許可申請書への添付図書」を参照）を添付してください。

また、協議を行った行為が完了した時や、変更する場合、中止・廃止する場合は、許可と同様の手続きが必要です。

## ■ 3 通知の手続き

条例では、主に法に基づく公共的な事業については、許可を受けることや協議をすることを要しないことになっています（条例第7条）。

この場合は、あらかじめ「風致地区内行為（行為変更）通知書」を2部提出してください。通知書には、許可申請書と同様に、行為の内容に応じて必要となる書類（P27「許可申請書への添付図書」を参照）を添付してください。

また、通知を行った行為を変更する場合は、あらかじめ「風致地区内行為変更通知書」を2部提出してください。



参考資料

## ■ 1 豊橋市風致地区内における建築等の規制に関する条例

平成 26 年 12 月 11 日

豊橋市条例第 55 号

### (趣旨)

**第 1 条** この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 58 条第 1 項の規定に基づき、風致地区内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

### (許可を要する行為)

**第 2 条** 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 建築物の建築その他工作物の建設
- (2) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の色彩の変更
- (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）
- (4) 水面の埋立て又は干拓
- (5) 木竹の伐採
- (6) 土石の類の採取
- (7) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積

2 市長は、前項の許可を与えようとする場合においては、都市の風致を維持するために必要な条件を付けることができる。

### (風致地区の区分)

**第 3 条** 風致地区は、次の各号のいずれかの地区に区分するものとし、その区域は、市長が指定するものとする。

- (1) 第 1 種風致地区（特に良好な自然的景観を有する樹林地、水辺地等の地区で、現存の風致を維持することが必要なものをいう。）
- (2) 第 2 種風致地区（良好な自然的景観を有する樹林地、水辺地等の地区及びこれと一体となった良好な住宅地等の地区で、現存の風致を維持することが必要なものをいう。）
- (3) 第 3 種風致地区（第 1 種風致地区及び第 2 種風致地区以外の地区をいう。）

2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、豊橋市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定による指定をするときは、その旨及びその区域を公示しなければならない。

4 前 2 項の規定は、第 1 項の規定による指定を変更する場合について準用する。

### (許可の基準)

**第 4 条** 市長は、第 2 条第 1 項各号に掲げる行為で次に定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

- (1) 建築物等の新築  
ア 仮設の建築物等

(ア) 当該建築物等の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ) 当該建築物等の規模及び形態が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 地下に設ける建築物等については、当該建築物等の位置及び規模が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。



ウ その他の建築物等

- (ア) 建築物にあっては、当該建築物の高さが、別表地区の欄に掲げる地区の区分ごとに、それぞれ同表高さの欄に掲げる高さ以下であること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実に認められる場合においては、この限りでない。
- (イ) 建築物にあっては、当該建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合又はあることとなる場合においては、その建築面積の合計とする。）の敷地面積に対する割合（以下「建ぺい率」という。）が、別表地区の欄に掲げる地区の区分ごとに、それぞれ同表建ぺい率の欄に掲げる割合以下であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
- (ウ) 建築物にあっては、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離（以下「外壁の後退距離」という。）が、別表地区の欄に掲げる地区の区分ごとに、同表外壁の後退距離の欄に掲げる敷地の境界線の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる距離以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
- (エ) 建築物にあっては、当該建築物の位置、形態及び意匠が、工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）にあっては、当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- (オ) 建築物にあっては、敷地が造成された宅地又は埋立て若しくは干拓が行われた土地であるときは、当該土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に必要な植栽その他の措置を行うものであること。
- (カ) 建築物にあっては、当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が6メートル以下であること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実に認められる場合においては、この限りでない。

(2) 建築物等の改築

- ア 建築物にあっては、当該改築後の建築物の高さが、改築前の建築物の高さを超えないこと。ただし、当該改築後の建築物の高さが、別表地区の欄に掲げる地区の区分ごとに、それぞれ同表高さの欄に掲げる高さ以下となる場合においては、この限りでない。
- イ 建築物にあっては、当該改築後の建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあっては、当該改築後の工作物の位置、規模、形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(3) 建築物等の増築

ア 仮設の建築物等

- (ア) 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- (イ) 当該増築後の建築物等の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- イ 地下に設ける建築物等については、当該増築後の建築物等の位置及び規模が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ その他の建築物等

- (ア) 建築物にあっては、当該増築部分の建築物の高さが、別表地区の欄に掲げる地区の区分ごとに、それぞれ同表高さの欄に掲げる高さ以下であること。第1号ウ（ア）ただし書の規定は、この場合について準用する。
- (イ) 建築物にあっては、当該増築後の建ぺい率が、別表地区の欄に掲げる地区の区分ごとに、それぞれ同表建ぺい率の欄に掲げる割合以下であること。第1号ウ（イ）ただし書の規定は、この場合について準用する。

- (ウ) 建築物にあっては、当該増築部分の外壁の後退距離が、別表地区の欄に掲げる地区の区分ごとに、同表外壁の後退距離の欄に掲げる敷地の境界線の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる距離以上であること。第1号ウ(ウ)ただし書の規定は、この場合について準用する。
- (エ) 建築物にあっては、当該増築後の建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあっては、当該増築後の工作物の位置、規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- (オ) 建築物にあっては、当該増築後の建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が6メートル以下であること。第1号ウ(カ)ただし書の規定は、この場合について準用する。
- (4) 建築物等の移転
- ア 建築物にあっては、当該移転後の外壁の後退距離が、別表地区の欄に掲げる地区の区分ごとに、同表外壁の後退距離の欄に掲げる敷地の境界線の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる距離以上であること。第1号ウ(ウ)ただし書の規定は、この場合について準用する。
- イ 建築物にあっては、当該移転後の建築物の位置が、工作物にあっては、当該移転後の工作物の位置が、移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- (5) 建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- (6) 宅地の造成等については、次に掲げる要件に該当すること。
- ア 木竹が良好に保全され、又は適切な植栽が行われる土地として規則で定める土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合(以下「緑地率」という。)が、別表地区の欄に掲げる地区の区分ごとに、それぞれ同表緑地率の欄に掲げる割合以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
- イ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ウ 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあっては、次に掲げる行為を伴わないこと。ただし、(ア)に掲げる行為については、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
- (ア) 別表地区の欄に掲げる地区の区分ごとに、それぞれ同表切土又は盛土の高さの欄に掲げる高さを超えるのりを生ずる切土又は盛土
- (イ) 区域の面積が1ヘクタール以上である森林で都市の風致の維持上特に重要であるものとして、市長があらかじめ指定したものの伐採
- エ 1ヘクタール以下の宅地の造成等でウ(ア)に規定する切土又は盛土を伴うものにおいて、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。
- (7) 水面の埋立て又は干拓については、適切な植栽を行うものであること等により当該水面の埋立て又は干拓後の地貌が水面の埋立て又は干拓を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであり、かつ、当該土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (8) 木竹の伐採については、当該木竹の伐採が、次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。
- ア 第2条第1項第1号及び第3号に掲げる行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採
- イ 森林の択伐
- ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐(第6号ウ(イ)の森林に係るものを除く。)で、伐採区域の面積が1ヘクタールを超えないもの

エ 森林である土地の区域外における木竹の伐採

- (9) 土石の類の採取については、採取の方法が、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (10) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(許可を要しない行為)

**第5条** 第2条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。

- (1) 都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業の施行として行う行為
- (2) 国、地方公共団体（以下「国等」という。）又は当該都市計画施設を管理することとなる者が、当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (4) 建築物の新築、改築又は増築で、当該新築、改築又は増築に係る建築物又はその部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの（新築、改築又は増築後の建築物の高さが、別表地区の欄に掲げる地区の区分ごとに、それぞれ同表高さの欄に掲げる高さを超えることとなるものを除く。）
- (5) 建築物の移転で移転に係る建築物の床面積が10平方メートル以下であるもの
- (6) 次に掲げる工作物の建設
  - ア 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物の建設
  - イ 水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの建設
  - ウ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台の建設
  - エ その他工作物の建設で、当該建設に係る部分の高さが1.5メートル以下であるもの
- (7) 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更
- (8) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (9) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- (10) 次に掲げる木竹の伐採
  - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
  - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
  - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
  - エ 仮植した木竹の伐採
  - オ 本条各号及び第7条各号に掲げる行為のために必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- (11) 土石の類の採取で、当該採取による地形の変更が第8号の土地の形質の変更と同程度のもの
- (12) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下であるもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
  - ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
  - イ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
    - (ア) 建築物の建築
    - (イ) 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類する工作物以外のものの建設
    - (ウ) 建築物等の色彩の変更で、第7号に該当しないもの
    - (エ) 高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更
    - (オ) 高さが5メートルを超える木竹の伐採



- (カ) 土石の類の採取で、当該採取による地形の変更が(エ)の土地の形質の変更と同程度のも
- ウ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による認定電気通信事業又は放送法(昭和25年法律第132号)による一般放送の業務(同法第140条第1項の規定による再放送の業務その他規則で定める業務に限る。以下同じ。)の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)のうち、高さが15メートル以下であるものの建設(新築の場合にあつては、同法による一般放送の業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)
- エ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
  - (ア) 建築物の建築
  - (イ) 用排水施設(幅員が2メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
  - (ウ) 宅地の造成又は土地の開墾
  - (エ) 水面の埋立て又は干拓
  - (オ) 森林の択伐又は皆伐(林業を営むために行うものを除く。)

#### (国等の特例)

**第6条** 国等の機関が行う行為については、第2条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

#### (適用除外)

**第7条** 次に掲げる行為については、第2条第1項の許可を受け、又は前条の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

- (1) 高速自動車国道若しくは道路法(昭和27年法律第180号)による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧(これらの道路とこれらの道路以外の道路(道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般自動車道を除く。))とを連結する施設の新設及び改築を除く。)又は道路法による道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- (2) 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道(鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。)の造設(これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路(高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。))とを連結する施設の造設を除く。)又は管理に係る行為
- (3) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (4) 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項(同項第4号を除く。)に規定する業務に係る行為(前号に掲げるものを除く。)
- (5) 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為
- (6) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行又は地すべり防止施設の管理に係る行為
- (7) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行又は急傾斜地崩壊防止施設の管理に係る行為
- (8) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為並びに同法第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- (9) 土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)
- (10) 地方公共団体又は農林漁業を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)

- (11) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設（駅、操車場、車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (12) 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設（鉄道事業に係るものにあつては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (13) 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (14) 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為
- (15) 航路標識法（昭和 24 年法律第 99 号）による航路標識の設置又は管理に係る行為
- (16) 港則法（昭和 23 年法律第 174 号）による信号所の設置又は管理に係る行為
- (17) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第 96 条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー若しくは通信設備の設置又は管理に係る行為
- (18) 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (19) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条第 1 号に掲げる基本施設若しくは同条第 2 号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為
- (20) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項第 1 号から第 5 号までに掲げる港湾施設（同条第 6 項の規定により同条第 5 項第 1 号から第 5 号までに掲げる港湾施設とみなされた施設を含む。）に関する工事の施行又は港湾施設の管理に係る行為
- (21) 国又は地方公共団体が行う有線電気通信設備又は無線設備の設置又は管理に係る行為
- (22) 電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (23) 放送法による基幹放送の業務の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為
- (24) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (25) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (26) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
- (27) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）による信号機の設置又は管理に係る行為
- (28) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項の規定により指定された重要文化財、同法第 78 条第 1 項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財又は同法第 109 条第 1 項の規定により指定され、若しくは同法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (29) 愛知県文化財保護条例（昭和 30 年愛知県条例第 6 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された愛知県指定有形文化財、同条例第 24 条第 1 項の規定により指定された愛知県指定有形民俗文化財又は同条例第 29 条第 1 項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (30) 豊橋市文化財保護条例（昭和 31 年豊橋市条例第 23 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された豊橋市指定有形文化財、同条例第 21 条第 1 項の規定により指定された豊橋市指定有形民俗文化財又は同条例第 26 条第 1 項の規定により指定された豊橋市指定史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (31) 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和 42 年法律第 102 号）第 5 条に規定する保全区域整備計画に基づく事業の執行に係る行為
- (32) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為

- (33) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）又は愛知県立自然公園条例（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）による公園事業の執行に係る行為
- (34) 鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 3 条第 1 項に規定する鉱物の掘採に係る行為
- (35) 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）又は自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）による保全事業の執行に係る行為

#### （監督処分）

**第 8 条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市の風致を維持するため必要な限度において、この条例の規定によってした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付け、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者
- (3) 第 2 条第 1 項の許可に付した条件に違反している者
- (4) 詐欺その他不正な手段により、第 2 条第 1 項の許可を受けた者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

#### （立入検査）

**第 9 条** 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合、その必要な限度において、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、規則で定める身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### （罰則）

**第 10 条** 第 8 条第 1 項の規定による市長の命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。

**第 11 条** 第 2 条第 1 項の規定に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。

**第 12 条** 第 9 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、3 万円以下の罰金に処する。

#### （両罰規定）

**第 13 条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

#### （雑則）

**第 14 条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和 45 年愛知県条例第 5 号。以下「県条例」という。）第 2 条の 2 第 1 項の規定により愛知県知事が定めた風致地区の種別及びその区域は、この条例の相当規定により市長が指定した風致地区の種別及びその区域とみなす。
- 3 施行日前に県条例の規定によりなされた許可、申請その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

## 附 則（令和 6 年 3 月 27 日条例第 16 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

### 別表（第 4 条、第 5 条関係）

地 区	高 さ	建 ぺ い 率	外壁の後退距離		緑地率	切土又は盛土の高さ
			道路に接する敷地の境界線	その他の敷地の境界線		
第 1 種風致地区	8 メートル	20 パーセント	3 メートル	1.5 メートル	50 パーセント	3 メートル
第 2 種風致地区	10 メートル	30 パーセント	2 メートル	1 メートル	40 パーセント	3 メートル
第 3 種風致地区	15 メートル	40 パーセント	2 メートル	1 メートル	30 パーセント	5 メートル

## ■ 2 豊橋市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

平成 27 年 3 月 13 日  
豊橋市規則第 13 号

### (許可の申請等)

**第 1 条** 豊橋市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 26 年豊橋市条例第 55 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、風致地区内行為（行為変更）許可申請書（様式第 1）に、次の各号に掲げる行為の種類に応じ、当該各号に定める様式の書面並びに別表に掲げる図面及び現況写真（同項の許可を受けた行為の変更に係る許可の申請にあっては、当該変更に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する建築物の建築 様式第 2
- (2) 条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定するその他工作物の建設 様式第 3
- (3) 条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する建築物その他の工作物の色彩の変更 様式第 4
- (4) 条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 様式第 5
- (5) 条例第 2 条第 1 項第 4 号に規定する水面の埋立て又は干拓 様式第 6
- (6) 条例第 2 条第 1 項第 5 号に規定する木竹の伐採 様式第 7
- (7) 条例第 2 条第 1 項第 6 号に規定する土石の類の採取 様式第 8
- (8) 条例第 2 条第 1 項第 7 号に規定する屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 様式第 9

2 前項に規定する申請書及び添付図面等の提出部数は、正本 1 部及び副本 1 部とする。

### (標識の設置)

**第 2 条** 条例第 2 条第 1 項の規定による許可を受けた者（以下「行為者」という。）は、風致地区内行為許可標識（様式第 10）を当該行為地の見やすい場所に設置しておかなければならない。

### (地位の承継等)

**第 3 条** 行為者から、当該行為を行う権原を取得した者は、当該行為者の地位を承継する。

2 前項の規定により行為者の地位を承継した者は、速やかに風致地区内行為承継届（様式第 11）を市長に提出しなければならない。

3 第 1 条第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。

### (中止等の届等)

**第 4 条** 行為者は、当該行為を中止し、廃止し、又は完了したときは、速やかに風致地区内行為中止・廃止・完了届（様式第 12）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該届が当該行為の完了に係るものであるときは、当該行為後の風致地区の状況を写した写真を添付しなければならない。

2 第 1 条第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。

### (木竹が良好に保全される土地等)

**第 5 条** 条例第 4 条第 6 号アの木竹が良好に保全される土地として規則で定める土地は、位置、面積及び植生状態が当該土地及びその周辺における風致の維持上有効である土地とする。

2 条例第 4 条第 6 号アの適切な植栽が行われる土地として規則で定める土地は、10 平方メートルにつき、高木（植栽時の高さが 2 メートル以上のものをいう。以下同じ。）2 本、高木 1 本及び低木（高木以外の樹木で、植栽時の高さが 0.5 メートル以上のものをいう。以下同じ。）3 本又は低木 6 本のいずれかの植栽がなされる土地とする。

**(条例第5条第13号ウの規則で定める業務)**

**第6条** 条例第5条第13号ウの規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)第2条第5号に規定する有線テレビジョン放送による次に掲げる放送の再放送の業務(放送法(昭和25年法律第132号)第140条第1項の規定による再放送の業務を除く。
  - ア 放送法第2条第18号に規定するテレビジョン放送
  - イ 放送法第2条第19号に規定する多重放送で同条第18号に規定するテレビジョン放送の電波に重畳して行うもの
- (2) 放送法第64条第1項に規定するラジオ放送による放送法施行規則第142条第1号ロ(1)に規定する共同聴取業務

**(協議の手続)**

**第7条** 第1条第1項及び第4条第1項の規定は、条例第6条の規定による協議について準用する。

- 2 前項において準用する第1条第1項又は第4条第1項の規定により市長に提出する書類は、正本1部及び副本1部とする。

**(通知の手続)**

**第8条** 第1条第1項及び前条第2項の規定は、条例第7条の規定による通知について準用する。

**(身分証明書)**

**第9条** 条例第9条第2項に規定する証明書は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年国土交通省令第68号)別記様式による。

(一部改正〔令和4年規則14号〕)

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月25日規則第5号)

**(施行期日)**

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則(令和2年12月18日規則第75号)

**(施行期日)**

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の各規則の規定に基づいて提出されている様式(次項において「旧様式」という。)は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則(令和4年3月18日規則第14号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

行為の種類	図面等の種類	縮尺又は大きさ	図面等に明示しなければならない事項
建築物の建築 その他工作物の建設	位置図	50,000分の1以上	方位、行為箇所及び縮尺
	配置図	500分の1以上	方位、壁面線からの距離、敷地の境界線、風致地区の区分に係る区域の境界線、林況（樹木の樹種、位置及び高さを明記すること。）、建築物その他工作物の位置及び縮尺
	平面図	100分の1以上	方位、間取り及び縮尺
	2面以上の立面図	100分の1以上	外部仕上材料、外部仕上色彩及び縮尺
	断面図	100分の1以上	主要部分の材料及び縮尺
	現況写真	名刺判以上	行為地及びその周辺
建築物その他の工作物の色彩の変更	位置図	50,000分の1以上	方位、行為箇所及び縮尺
	配置図	500分の1以上	立面図の箇所及び縮尺
	2面以上の立面図	100分の1以上	変更箇所、外部仕上色彩及び縮尺
	現況写真	名刺判以上	行為地及びその周辺
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 水面の埋立て又は干拓 土石の類の採取	位置図	50,000分の1以上	方位、行為箇所及び縮尺
	平面図 (現況及び計画)	500分の1以上	方位、行為地の境界線、風致地区の区分に係る区域の境界線、林況（樹木の樹種、位置及び高さを明記すること。）、断面の位置、土石の類の採取の区域（土石の類の採取の場合に限る。）、排水の現況又は処理計画及び縮尺
	縦横断面図 (現況及び計画)	縦 100分の1以上、 横 1,000分の1以上	現況と行為後の対比及び縮尺
	現況写真	名刺判以上	行為地及びその周辺
木竹の伐採	位置図	50,000分の1以上	方位、行為箇所及び縮尺
	平面図	500分の1以上	方位、林況（樹木の位置及び高さを明記すること。）、伐採区域又は位置及び縮尺
	現況写真	名刺判以上	行為地及びその周辺
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	位置図	50,000分の1以上	方位、行為箇所及び縮尺
	平面図 (現況及び計画)	500分の1以上	方位、行為地の境界線、堆積物の種類、堆積の区域及び高さ、建築物その他の工作物の位置、林況（樹木の樹種、位置及び高さを明記すること。）、断面の位置、排水の現況又は処理計画並びに縮尺
	縦横断面図 (現況及び計画)	縦 100分の1以上、 横 1,000分の1以上	現況と行為後の対比及び縮尺
	現況写真	名刺判以上	行為地及びその周辺



### ■ 3 色彩に関する基礎知識

風致地区では、建築物や工作物の色彩を周辺の風致と調和させることが求められます。ここでは、周辺景観との調和を検討する上で知っておくと便利な色彩の基礎知識を紹介します。

#### ■ 誘目性について ～ 目立たせる景観と馴染ませる景観 ～

景観の中には、様々な色彩が混在しており、それらの中には、場の象徴として目立たせるために明度や彩度を高くしているものと、周囲の景観に馴染ませるために明度や彩度を低くしているものがあり、その秩序が良好に保たれている景観が美しく快適な景観として評価されます。

一般的に景観の中で目立たせるべき色彩は、信号や標識のように重要な情報伝達を担うもの、花や緑のように小さなものや季節等によって変動するもの、一時的に使われる祭事の装飾などです。

一方、道路などの土木構造物や、建築物、工作物、屋外広告物などのように大きな面積をもち一年を通して同じ場所にあるものは、景観のベースとなることから、周囲に馴染むような低彩度の色彩を基本とし、生活に欠くことのできない情報や生活にうるおいや季節感を与えてくれる四季の花々などが際立つようにします。



## ■ 色の表わし方 ~ マンセル表色系 ~

マンセル表色系では、色を「色相」、「明度」、「彩度」の3つの要素で表現します。

「色相」： 色合いを表します。  
R (赤)、YR (黄赤)、Y (黄)、GY (黄緑)、G (緑)、BG (青緑)、B (青)、PB (青紫)、P (紫)、RP (赤紫) の10種類の基本色を記号で表現し、記号の前に0から10の数字をつけ、色の違いを細かく表記します。

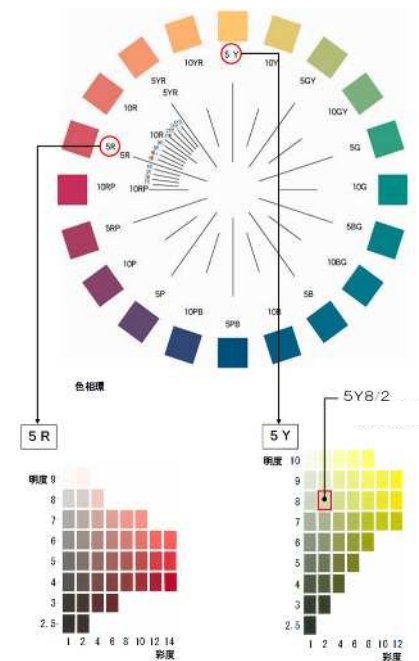
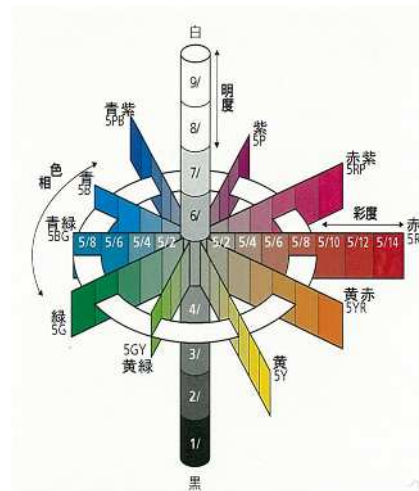
「明度」： 色の明るさを表します。  
0から10の数値で表現し、数字が大きくなるほど明るくなります。10は白、0は黒になります。

「彩度」： 色の鮮やかさを表します。  
0から16程度までの数値で表現し、数字が大きくなるほど鮮やかになります。最高彩度は色によって限界が異なるため、色相によって最高の数値が異なります。また、白、黒、灰色は無彩色（記号：N）といい彩度は0です。

色の表示は、色相、明度、彩度の順に示します。

**表示例**： 5 Y 8 / 2

この表示例では、色相は「5 Y」、明度は「8」、彩度は「2」です。



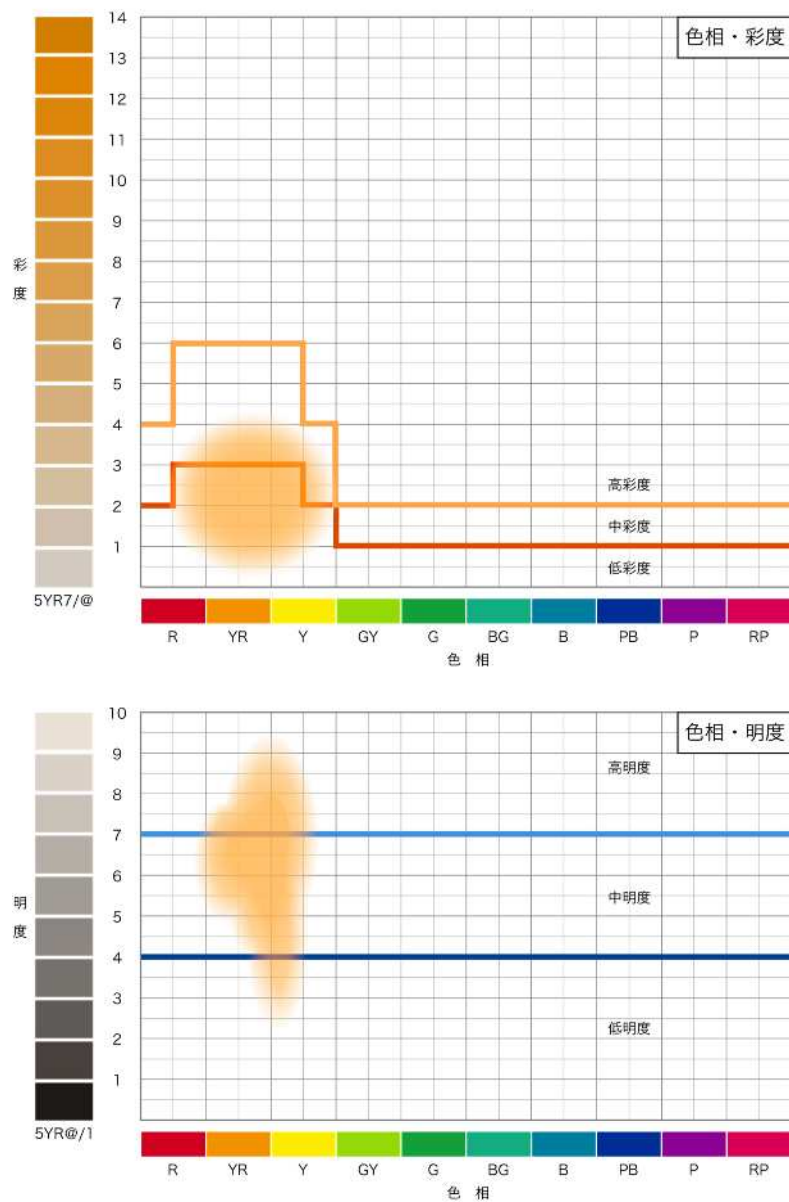
■ 豊橋市全域の建築物の色彩の状況 (平成 23 年度調査)

豊橋市全域の建築物の色彩を広く調査した結果、大部分が下記の範囲におさまっていました。風致地区では、こうした状況も参考に、周辺景観との調和がより図られるよう慎重な色彩検討が必要です。

- \* 壁面の色彩・・・色相：5R～5Y            明度：中～高明度      彩度：低～中彩度
- \* 勾配屋根の色彩・・・明度：低～中明度      彩度：低彩度

■ 色彩区分図 (この図は、本市の色彩の現状を考慮して独自に定めたものです。)

色彩(彩度・明度・色相)区分図



※上図の着色部分は豊橋市内で比較的多く見られる外壁の色の範囲を示すものです。

## ■ 4 自然環境の色彩

風致地区では、建築物や工作物の存在を自然から突出させず、自然の緑が引き立つようにすることが求められます。そのためには、周辺の自然環境の色彩を把握した上で、建築物等の色彩検討を行うことが望まれます。そこで、豊橋市の「里山と田園の色彩特性」などをここに示します。

### (1) 里山と田園の色彩特性 (平成 23 年度調査)

ここに示す調査結果は、里山や田園を対象に中景程度から見た色彩の測色結果です。里山は常緑樹や落葉樹の色彩を、田園は作物や土の色彩を、それぞれ春夏秋冬の季節ごとに測り、色相、明度、彩度の特性を整理しています。

#### ① 通年特性

里山や田園の色彩は、主に緑と土の色によって構成されています。季節の移り変わりによって変化がありますが、一年を通して見ると、概ね次の領域に入っているとと言えます。

	緑と土
色 相	2.5YR～10GY
明 度	3～8.5
彩 度	0～7

\*こうした環境に建築物や工作物を調和させるには、色相を YR～Y 系とし、彩度を2以下にするなどの配慮が望まれます。(P47 参照)

#### ② 四季の変化

##### ◆ 山の色彩の変化

季節	色彩の状況
春	落葉広葉樹のある山は新緑で明るい黄緑色になり、新緑部分は色相 2.5GY 程度、明度 6～7.5 程度、彩度 5 程度になる。
夏	濃い緑色の山になり、色相 2.5～5GY 程度、明度 3.5～5 程度、彩度 4～5 程度になる。
秋	落葉広葉樹のある山は紅葉で赤茶色になり、紅葉部分は色相 7.5～10YR 程度、明度 4.5～6 程度、彩度 5～6 程度になる。
冬	落葉のある山は薄茶色になり、落葉部分は色相 10YR～2.5Y 程度、明度 5.5～7 程度、彩度 1～2 程度になる。

##### ◆ 水田の色彩の変化

季節	色彩の状況
春	田植え前の土の状態、概ね色相は YR～Y 系で、中明度、低彩度である。
夏	稲が育ち鮮やかな黄緑色の水田になり、色相 5GY 程度、明度 5～7 程度、彩度 6～7 程度になる。
秋	稲刈りが終わった田は土になり、概ね色相は YR～Y 系で、中明度、低彩度となる。また、稲穂の実った水田は黄金色になり、色相 7.5～10Y 程度、明度 7～8 程度、彩度 6～7 程度になる。
冬	田の土は乾燥し薄茶色となり、色相は概ね YR～Y 系で、中～高明度、低彩度となる。

\*土の色については、場所や湿り具合によって色彩が異なるため概ねの表示とした。



◆ 里山の四季の変化

<石巻中山町>



▲ 春 (4月)



▲ 夏 (8月)



▲ 秋 (11月)



▲ 冬 (2月)

<岩崎町>



▲ 春 (4月)



▲ 夏 (8月)



▲ 秋 (10月)



▲ 冬 (2月)

## (2) 里山と田園の自然のパーツの色彩

### ◆ 柿の木の色



▲4月の柿の葉 10Y7/7



▲8月の柿の葉 5GY3/4



▲柿の幹 10YR8.5/1



▲10月の柿 10YR7.5/9



▲よく熟れた柿 5YR7/11



▲自然界では、鮮やかな色彩は小さく、短期間しか存在しません。美しい景観づくりには、建築物や工作物は自然が映えるよう控えめな色彩にすることが大切です。

### ◆ 稲の色



▲8月の稲の葉 表:5GY4.5/6 裏:5GY4/5



▲収穫期の稲穂 7.5Y8/7



## ■ 5 風致地区における建築物等の色彩配慮の基本

ここでは、「4 自然環境の色彩」をもとに、風致地区の自然が引き立つようにするための、建築物や工作物等の色彩配慮の基本的な考え方を示します。

風致地区では、自然の緑や歴史的建造物が主役です。建築物や工作物の色彩は、鮮やかさを自然の色彩より大きく下げるなどの工夫をし、自然の緑や歴史的建造物にとけ込むようにします。

### ① 色相について

自然に最も調和する色相（10YR~2.5Y）や無彩色（N）を中心に選定する。

### ② 明度について

高すぎるものは避け、高明度色を使用する場合は面積を抑えるとともに低明度色や中明度色とセットで使用する。

### ③ 彩度について

全体を低彩度（R~Y系であっても2以下）とする。アクセントとして鮮やかな色を使用することも避け、やむを得ずアクセントカラーを使用する場合は、面積を極力小さくするとともに中彩度以下とする。

\*高明度、低明度、低彩度、中彩度の範囲は、P43の色彩分布図を参照

### ◆◆◆◆◆ ワンポイントアドバイス ◆◆◆◆◆

「森は緑だから、緑色にすれば調和する。」といった考えは、不調和をまねきます。

自然の緑は、同じ木でも葉一枚一枚に色や表情に違いがあり、それぞれが重なりあって陰影ができるなど、全体として穏やかに見えます。

一方、ペイントなどの人工的な緑は、均質で表情や陰影も少ないことから、自然のなかにあると目立ってしまいます。

自然の緑に調和させるには、「緑と同じ色」を選ぶのではなく、「緑が映える色」を選ぶことが大切です。「緑を支える幹や土に近い色を選ぶ」、「影になる色を選ぶ」といった視点が大切です。

## 風致地区の手引き

～ 豊橋市風致地区内における建築等の規制に関する条例 ～

令和6年4月  
(平成27年4月発行)

豊橋市

.....

■ 問合せ先 : 豊橋市都市計画部都市計画課

TEL 0532-51-2622

Eメール [toshikeikaku@city.toyohashi.lg.jp](mailto:toshikeikaku@city.toyohashi.lg.jp)